平成30年　№.４

○東京学芸大学入学料免除及び徴収猶予取扱規程の一部を改正する規程の制定について

改正理由

　入学料免除の対象として，大規模災害による事由を含めるため，所要の改正を行うものである。

承認経過

　平成30年１月24日　教育研究評議会　　審議・承認

東京学芸大学入学料免除及び徴収猶予取扱規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成30年１月25日

国立大学法人東京学芸大学長
出　口　利　定

平成30年規程第４号

東京学芸大学入学料免除及び徴収猶予取扱規程の一部を改正する規程

東京学芸大学入学料免除及び徴収猶予取扱規程（昭和63年規程第３号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学入学料免除及び徴収猶予取扱規程の一部改正について

改正理由：入学料免除の対象として，大規模災害による事由を含めるため，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕	〔省略〕
第２章　免除	第２章　免除
（大学院研究科等の免除対象者）	（大学院研究科等の免除対象者）
第２条　東京学芸大学（以下「本学」という。）の大学院教育学研究科，大学院連合学校教育学研究科又は特別支援教育特別専攻科（以下「大学院研究科等」という。）に入学する者（科目等履修生又は研究生として入学する者を除く。以下同じ。）で，免除の対象となる者は，経済的理由によって入学料の納付が困難であり，かつ，学業優秀と認められる場合とする。	第２条　東京学芸大学（以下「本学」という。）の大学院教育学研究科，大学院連合学校教育学研究科又は特別支援教育特別専攻科（以下「大学院研究科等」という。）に入学する者（科目等履修生又は研究生として入学する者を除く。以下同じ。）で，免除の対象となる者は，経済的理由によって入学料の納付が困難であり，かつ，学業優秀と認められる場合とする。
２　前項に規定するもののほか，次の各号のいずれかに該当し，かつ，入学料の納付が困難であると認められる場合は，免除の対象とすることができる。	２　前項に規定するもののほか，次の各号の１に該当し，かつ，入学料の納付が困難であると認められる場合は，免除の対象とすることができる。
(1) 入学前１年以内において，本学に入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡したとき。	(1) 入学前１年以内において，本学に入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡したとき。
(2) 入学前１年以内において，本学に入学する者又は学資負担者が風水害等の災害を受けたとき。	(2) 入学前１年以内において，本学に入学する者又は学資負担者が風水害等の災害を受けたとき。
(3) 前２号に準ずる場合であって，学長が相当と認める事由があるとき。	(3) 前２号に準ずる場合であって，学長が相当と認める事由があるとき。
(4) 学長が指定する大規模災害により，学資負担者が死亡し，又は本学に入学する者若しくは学資負担者が被災したとき。	
（学部の免除対象者）	（学部の免除対象者）
第３条　本学の学部に入学する者（科目等履修生又は研究生として入学する者を除く。以下同じ。）で，入学料の納付が困難な者として免除の対象となる者は，次の各号のいずれかに該当する場合とする。	第３条　本学の学部に入学する者（科目等履修生又は研究生として入学する者を除く。以下同じ。）で，入学料の納付が困難な者として免除の対象となる者は，次の各号の１に該当する場合とする。ただし，当分の間は東日本大震災において被災した場合も入学料免除の対象とする。
(1) 入学前１年以内において，学資負担者が死亡したとき。	(1) 入学前１年以内において，学資負担者が死亡したとき。
(2) 入学前１年以内において，本学に入学する者又は学資負担者が風水害等の災害を受けたとき。	(2) 入学前１年以内において，本学に入学する者又は学資負担者が風水害等の災害を受けたとき。
(3) 前２号に準ずる場合であって，学長が相当と認める事由があるとき。	(3) 前２号に準ずる場合であって，学長が相当と認める事由があるとき。
(4) 教職特待生に採用されたとき。	(4) 教職特待生に採用されたとき。
(5) 学長が指定する大規模災害により，学資負担者が死亡し，又は本学に入学する者	

若しくは学資負担者が被災したとき。 〔省略〕 （申請） 第５条　第２条並びに第３条第１号から第３号及び第５号の規定による免除を受けようとする者は，入学料免除願（様式第１－１号）並びに家族状況及び家計状況を記入した所定の様式（以下「家庭調書」という。）に，次の各号に掲げる書類を添付して，入学手続期間内に学長に申請しなければならない。 (1) 所得証明書（様式第２号又は市区町村所定の様式） (2) 学資負担者が死亡したことの証明書（第２条第２項第１号及び第４号並びに第３条第１号及び第５号による場合に限る。） (3) 本学に入学する者又は学資負担者が災害を受けたことの市区町村長の証明書（第２条第２項第２号及び第４号並びに第３条第２号及び第５号による場合に限る。） (4) その他必要な書類 ２　第３条第４号の規定による免除を受けようとする者の申請手続きは，別に定める。 （許可） 第６条　第２条並びに第３条第１号から第３号及び第５号の規定による免除については，大学院連合学校教育学研究科にあっては大学院連合学校教育学研究科委員会，大学院教育学研究科，特別支援教育特別専攻科及び学部にあっては学生委員会の選考を経て，学長が許可する。 ２　第３条第４号の規定による免除については，別に定める。 〔省略〕 附　則 この規程は，平成30年１月25日から施行し，平成30年度入学料免除申請者から適用する。	〔省略〕 （申請） 第５条　第２条及び第３条第１号から第３号の規定による免除を受けようとする者は，入学料免除願（様式第１－１号）並びに家族状況及び家計状況を記入した所定の様式（以下「家庭調書」という。）に，次の各号に掲げる書類を添付して，入学手続期間内に学長に申請しなければならない。 (1) 所得証明書（様式第２号又は市区町村所定の様式） (2) 学資負担者が死亡したことの証明書（第２条第２項第１号及び第３条第１号による場合に限る。） (3) 本学に入学する者又は学資負担者が災害を受けたことの市区町村長の証明書（第２条第２項第２号及び第３条第２号による場合に限る。） (4) その他必要な書類 ２　第３条第４号の規定による免除を受けようとする者の申請手続きは，別に定める。 （許可） 第６条　第２条及び第３条第１号から第３号の規定による免除については，大学院連合学校教育学研究科にあっては大学院連合学校教育学研究科委員会，大学院教育学研究科，特別支援教育特別専攻科及び学部にあっては学生委員会の選考を経て，学長が許可する。 ２　第３条第４号の規定による免除については，別に定める。 〔省略〕